

自家用航空機の安全対策及び空港使用の厳格化(案)に対する意見公募の実施結果について
(結果公示)

平成28年12月9日
国土交通省航空局
航空ネットワーク部
航空ネットワーク企画課

国土交通省では、平成28年8月31日(水)から平成28年9月29日(木)まで「自家用航空機の安全対策及び空港使用の厳格化(案)」に関する意見の募集を行い、その結果、96件《団体・法人8件、個人・その他88件(匿名23件含む)》の御意見を頂きました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりまとめましたので公表いたします。
皆様方のご協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

- ※ 御意見の全体像が分かるように、代表的な意見を抽出し、整理しております。
- ※ 基本的に頂いた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。
- ※ []内の数字は、同様の意見の件数を表示しております。《複数意見がある場合は、それぞれカウントしております。》

	御意見の概要	御意見に対する考え方
自家用航空機の安全対策関係(空港等を使用する際に保険書類を確認すること。)		
賛成及び条件付き賛成		
1	○本改正に賛成 [1]	●賛同のご意見として承ります。
2	○航空保険加入の実質義務化(無保険で飛行することが無いよう措置すること)については賛同するが、その手続き等には、異論がある。[17]	●条件付き賛同のご意見として承ります。各論については、以下の項目を参照下さい。
保険制度、保険内容について		
3	○航空保険の加入を義務化する制度に見直しすべきである。[11] ○被害が出た場合に迅速に対応出来る制度の構築、十分な補償額の付加等に見直しすべきである。[2] ○航空保険プール金制度をアメリカを参考に抜本的に見直しすべきである。[1]	●ご意見については、自家用航空機の安全対策における今後の参考とさせていただきます。
4	○航空保険に加入されていない者に対しては、加入を要請すべき。[1]	●現在も自家用航空機に係る適切な航空保険への加入を奨励、指導しているところです。
保険加入確認の手続きについて		
5	○自家用航空機を使用する毎に、保険書類を提出する方法は、運航者、行政の双方にとって煩雑で、航空機利用者の利便性を大きく損なうものである。(規制緩和、行政手続きの簡素化に逆行となる施策である。)[54] ○各機体は、年に一度耐空検査を受けるため、その検査時に保険書類の提出を条件とし、確認する方法が効率的である。[30] ○航空局のWEBサイト、又は担当部署へのメール、FAX等電子的手段により航空機使用者が登録可能とし、その情報を全国的に一元管理する方法が効率的である。[22] ○保険契約内容の報告方法については、インターネット(メール等)やFAXなど、即時に確認可能な方法を活用すべきである。[7] ○空港管理者へ保険書類を事前提出(登録)することで、使用毎の提出が不要となるような手続きにして頂きたい。[1] ○フライトプラン提出と同等の扱いで保険加入を確認する方法にして頂きたい。[2] ○飛行直前又は飛行中に天候などの理由で、急遽目的地を変更しようとした場合に保険書類の確認が取れないことを理由に空港使用の許可がされない場合には、安全上のリスクが大きいため、事後に書面確認するなど柔軟な対応をして頂きたい。[15] ○保険手続(更新時等)中による保険書類が未発行時には、その手続きの申込書類等で契約期間を確認するなど代替えの措置を認めるなどの柔軟な対応をして頂きたい。[5] ○飛行当日、行き先の空港事務所に電話でスポットの空き状況等を問合せ・予約し、飛行計画を立てることも多いため、事前の書類提出が困難な場合には事後の確認も可能とするなど柔軟な対応をして頂きたい。[3] ○報道取材機については、公共性も高く緊急を要する場合も多いため、迅速な対応が必要であり、特に災害時等の緊急報道取材等は、事後に書面確認するなどの柔軟な対応として頂きたい。[1] ○(通年運航していない航空機の場合)積雪地域で冬期は飛行活動を休止しているため、活動再開直前に保険手続を行うが、空港使用又は場外離着陸の申請時に保険書類が提出ができないために許可がされなければ、休航期間にあらかじめ保険に加入するなど不要なコストが生じるため、運航日までに保険が付与されていることを条件とするなど柔軟な運用をして頂きたい。[1]	●今回の措置につきましては、自家用航空機が無保険の状態で行くことが無いよう空港使用時に保険の加入状況を確認するものです。これは、万が一航空機事故が発生し、搭乗者だけでなく機外の第三者の生命、財産等に損害があった場合に被害者への賠償が確実に行われることが重要と考えるためです。 ●一方で空港利用者の手続きの円滑化を図るため、各空港において提出された保険のデータを一元管理し、各空港間で共有するとともに、その状況等に応じて柔軟な対応が可能となるよう運用するなど、ご意見を参考に実施してまいります。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
保険会社との連携等について		
6	○事実上の強制保険となるため、保険会社に行政への報告義務を課すべきでないか。〔4〕 ○保険会社と協定等結び、空港事務所等から保険会社のデータへのアクセス又は毎月データを入手できるようなシステムが構築できないか。〔3〕	●ご意見については、自家用航空機の安全対策における今後の参考とさせていただきます。
7	○国が結果的に民間保険会社の営業活動ととれる本事案は不適切ではないか。〔1〕	●今回の措置につきましては、自家用航空機が無保険の状態で行くことが無いよう空港使用時に保険の加入状況を確認するものです。これは、万が一航空機事故が発生し、搭乗者だけでなく機外の第三者の生命、財産等に損害があった場合に被害者への賠償が確実に実行されることを重要と考えるためです。
8	○滑空界において、滑空場を管理する団体は第三者賠償保険未加入機は飛ばすことができないと規定しているため、その団体が保険の管理をすればいいのではないか。〔1〕	●今回の措置につきましては、自家用航空機が無保険の状態で行くことが無いよう空港使用時に保険の加入状況を確認するものです。これは、万が一航空機事故が発生し、搭乗者だけでなく機外の第三者の生命、財産等に損害があった場合に被害者への賠償が確実に実行されることを重要と考えるため、国としても保険の加入状況を確認することとしました。
規制緩和等について		
9	○根拠法令の空港管理規則には具体的な航空保険の加入を条件とする条文はなく、目的(安全対策)と根拠(自由を制限する理由)の関係性も無いため、法令違反の運用である。〔1〕 ○航空保険に加入していないことで空港を利用できないのは法的に問題ではないか。〔1〕	●今回の措置については、空港管理規則第6条第2項に基づき空港使用の条件を附し、実施するものです。
10	○自家用航空機による第三者被害の件数は著しく少数であることから規制までする必要性がない。〔8〕 ○自家用航空機の運用に著しく不便(不利益)を強いる規制であり、自家用航空機を飛ばさせないことが目的のように思える。〔5〕 ○航空保険の加入の確認がなぜ自家用航空機のみなのか。〔2〕	●航空機については、ひとたび事故が発生すると、甚大な損害が生じる恐れがあることから無保険の状態で行くことが無いよう実施するものです。 ●なお、航空運送事業者や航空機使用事業者については、その事業許可に際して保険内容の確認を行っておりますが、自家用航空機については、これまで保険の加入状況の確認を行っていませんでした。
11	○官公庁による使用の場合も自家用機と同じ運用をするべきである。〔1〕 ○外国機や米軍機にも提出を義務付けるのか。〔1〕	●官公庁機については、賠償能力を有していることが明確であるため適用外としています。米軍機についても官公庁機と同様に適用外とします。 ●自家用の外国機については、保険加入状況について確認することとします。
その他(周知、情報管理、地方管理空港)		
12	○実施する内容(要領)が具体的ではなく、かつ周知が十分に行われていないうえ、施行までの期間も短い。〔3〕	●昨年より操縦士等には適切な保険加入を奨励・指導しており、今般、無保険の状態で行くことが無いよう措置するものです。 ●一方で、パブリックコメントにおける多くの方々のご意見も参考に、利用者の利便性が大きく損なわれないよう効率化を図るとともに、運用面では状況に応じ柔軟な対応も可能としていきたいと考えております。
13	○保険書類には個人情報が含まれるため、その管理(保護)も徹底して頂きたい。〔1〕	●個人情報の取扱については、適切に対応してまいります。
14	○自家用航空機は国管理空港よりも地方管理空港を使用する機会が多いと考えられるが国管理空港と同様の措置の実効性や運用は大丈夫なのか。〔1〕	●国が管理する空港以外の空港等においても同様の対策を講じるよう要請するだけでなく、それぞれの保有する情報を共有するなどの連携を図っていくこととします。
空港使用の厳格化関係(空港等を使用する際に法令の違反等がないことを確認すること。)		
15	○空港を使用した行為による犯罪がまれなことから規制までする必要性がない。〔9〕 ○善良な利用者には負担を強いるだけで、悪意を持ったものに対して有効な対策となっていない。〔4〕	●実際に犯罪が行われたことを踏まえ、空港等において同様の犯罪等が行われないようあらかじめ使用の条件として附すものです。
16	○ビジネスジェットを利用した金の密輸の事案を受けて空港使用の厳格化となっているが、国際運航の無い航空機にまで適用するのではなく、出入国の際個別に検査・指導等を行う方が防止には有効ではないか。〔6〕	●空港使用の厳格化については、国際運航に限ったものではなく、国内運航も含め、今後、空港等において同様の犯罪等が行われないようあらかじめ使用の条件として附すものです。
17	○「届出者が、空港を使用した行為により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。」については、どのように確認をするのか。〔2〕 ○空港使用の厳格化については、具体的な内容が示されていませんが、税関検査等がされるのか。〔1〕	●届出者がその内容に該当していないことを申告して頂くこととなります。